

## 令和4年度 宮崎市所管スポーツ施設年間調整について

### 1 申込書受付期間

令和3年12月1日（水）～ 令和4年1月10日（月） 消印有効（郵送の場合）

### 2 年間調整で取り扱う行事

- (1) 公共団体、スポーツ競技団体、企業体等の主催行事を対象とします。
- (2) 年間行事として、使用場所を確定しておかなければ、開催に支障を来す行事とします。
- (3) 競技施設単位で、午前・午後・夜間のうちの2区分以上を連続して、使用する行事とします。
- (4) 宮崎市及び（公財）宮崎市体育協会が主催する、全市民を対象とした「スポーツ教室」及び「講座」も含まれますが、この場合には、2区分以上の使用制限はありません。

注）「宮崎市民体育大会」については、（公財）宮崎市体育協会が一括して申込みをしますが、仮予約後の使用許可申請は、各競技団体で手続きをするようにしてください。

### 3 対象施設

(A) スポーツランド推進課所管	(B) 公園緑地課所管
<ul style="list-style-type: none"><li>・生目の杜運動公園</li><li>・清武総合運動公園</li><li>・天ヶ城公園</li><li>・北部土地区画整理事業記念体育館</li><li>・南部土地区画整理事業記念体育館</li><li>・佐土原体育館</li><li>・田野体育館</li><li>・B&amp;G海洋センター体育館</li><li>・清武体育館</li><li>・加納スポーツセンター</li><li>・サンスポーツランド高岡</li><li>・佐土原西運動広場</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・阿波岐原森林公園</li><li>・国際海浜エントランスプラザ多目的広場、テニスコート</li><li>・萩の台公園</li><li>・大淀川市民緑地（田吉地区）</li><li>・大淀川市民緑地（大塚地区）</li><li>・大淀川市民緑地（下小松地区）</li><li>・出水口公園</li><li>・山内川緑地</li></ul>

#### 4 調整基準

同一日時において、施設に申込みが重複した場合、次の基準で調整します。

順位	基準
第1順位	・プロスポーツキャンプ、試合等
第2順位	・全国及び九州規模のスポーツ大会等 ・中体連、市小体連主催のスポーツ大会等 ・市、市体育協会（市スポーツ少年団本部を含む）主催のスポーツ大会等
第3順位	・市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等（※） ・県主催のスポーツ大会等
第4順位 （B）施設は対象外	・上記以外

※市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等とは、広く市民、県内外より参加者を集めた大会等とする。個人練習や練習試合は該当しない。また、限定チームで行う招待試合や大会も該当しない。

#### 5 仮予約通知、申込取消及び変更等

- 令和4年2月上旬（第1順位、第2順位のうち全国規模のスポーツ大会等、4月・5月分）  
令和4年3月上旬（6月以降分）  
※上記郵送にて通知します。
- 仮予約後の取消申し出は、使用月の3か月前の末日までとします。  
【例】使用月8月で仮予約後の取消申し出は、5月末までに行うことになります。
- 仮予約通知書の申請期限は、使用月2か月前の18日までです。使用料同時納付となります。  
【例】使用月9月の場合、7月18日までに使用許可申請を行ってください。  
期限までに使用許可申請がない場合、仮予約を取り消します。  
(使用許可申請は、大会等の準備が出来次第、期限に関わらず早めをお願いします。)
- 使用許可申請後の変更・取消の場合の使用料還付は、市の条例の規定に則り、**別表（次ページ）**のとおりとなります。  
なお、上記(3)の期限までに大会等の詳細が未定の場合には、使用施設に連絡の上、必ず協議を行ってください。

**【別表】**

使用許可申請（使用料納入）後の「変更・取消」の場合の使用料の還付について

※「変更」は、開催日数の減や使用施設の縮小の場合

施設区分	条 件	還付の割合等
体 育 館	使用日の14日前までに届出の場合	納付使用料の8割を還付
	使用日の7日前までに届出の場合	納付使用料の5割を還付
	使用日の6日前までの届出の場合	還付なし
運動公園	使用日の15日前までに届出の場合	納付使用料の5割を還付
	使用日の14日前までの届出の場合	還付なし

※ 還付金は、施設窓口で還付手続きを経て、使用許可申請者の指定した口座に振り込まれます。

上表の還付の割合等については、宮崎市立体育館条例（体育館の場合）、宮崎市都市公園条例（運動公園の場合）に規定されています。

● 体育館の利用取消の例

「使用日の7日前までに届出の場合」とは？

〈期間の遡及計算〉

体育館の使用日が9月10日の場合 . . . . . 7日前とは、9月2日です。



利用取消の届出日と使用日の間に、7日間必要となります。